

1

「離婚すること」について、相手は

同意しているか

- 相手が離婚に応じない場合、法律上の「離婚原因」があれば、離婚できます。

2

未成年のお子さまがいらっしゃる場合

子どもに関すること

- 【親権者】
未成年の子の親権者を、夫婦の一方に定める必要があります。
- 【養育費】
「算定表」を基準に決めるのが一般的です。
- 【面会交流】
監護親(子と同居する親)とならない親と、子どもとの面会方法を定めます。

3

お金のことも、決める必要があります

お金に関すること

- 【財産分与】
婚姻後に形成された夫婦の財産を、名義にかかわらず2分の1ずつ分けます。
- 【慰謝料】
相手に不貞行為、暴力行為などがあった場合、請求できます。
- 【年金分割】
婚姻期間中の厚生年金の払込保険料を最大0.5の割合で分割できます。
- 【婚姻費用分担請求】
離婚が成立するまでの間、別居していたとしても、生活費を請求できます。
「算定表」を基準に決めるのが一般的です。